

## 美作修驗と後山信仰

## 豊島修

美作地方には古くから修驗山伏の活躍があり、彼等の宗教活動は村落民の精神生活に影響を与えている。美作の修驗道の盛行理由には多くの要因が考えられるが、一に美作の村落民の信仰対象とする山岳霊場として後山が存在する事に起因するのである。後山は美作国吉野郡後山村（現岡山県英田郡東栗倉村後山）に位置する標高一、三四五米の山で、美作の国峯としての後山は行者山とも呼ばれる。また東の大峯山に対して西大峯とも云われ、中国地方に於ける大峯山と云う信仰が強い。その関係について、『作陽誌』は大峯の前山に対する後岳と説明するが、嘉永七年の『後山靈驗記』に「元山上」と称し大峯の根元なりとの伝承があり、大峯よりも古いという信仰のあった事が知られる。「元山上」と云う呼び名は地方的修驗霊場に多く、我が国山岳仏教が、原始的な地方霊場に先ず発生し、平安中期から末期にかけて全国的な霊場（大峯、羽黒、立山、白山等）に統一せられた結果、大峯信仰や役行者信仰が一般化したと解される。後山に伝える「元山上」も、大峯信仰の及ぶ以前にこの地方に自然発生的に山岳信仰が形成されていた事を示すものと思われる。そして大峯と後山の関係も、大峯のサキヤマに対するウシロヤマの信仰関係であろう。

我が国の山岳信仰が自然崇拜ばかりでなく靈魂崇拜から発生して

いる事は周知のところである。即ち死体を山中へ棄てると云う葬送習俗から、山は靈魂の帰るところと云う他界信仰ができたと思われ、これが祖靈信仰に伴う山岳信仰の成立要素とも成り得たものと思われる。この点からすると、後山の近くに位置する日名倉山の存在は無視できない。『作陽誌』に日名倉山の深山に塚が有り、「春夏胡蝶多くして（中略）土人此山の主翁といへり」と云う伝承があるのは、靈魂の鎮まる場所として後山の前山にあたる日名倉山が存在した事を想定せしめる。死者の霊が蝶の姿で出現するとの伝承は越中国立山にもあり、『和漢三才図会』に「有地獄道追分地藏堂一每歳七月十五日夜胡蝶数多出遊舞於此原一呼曰生靈市一立高卒都婆一弔一無縁菩提」とあるのは、立山地獄谷で死者供養の七月十五日に靈魂が集まつてくる事を示すものに外ならない。三河の鳳来寺山下に於いても、「ヤスラサマ」の塚から無数の蝶が出る信仰があり、これも死者が精霊の姿たる蝶の姿で出現するのである。日名倉山麓にも古くは死者が葬られた時代があり、靈魂の鎮まる場所と信じられ、これをサキヤマ（先山）として後山をウシロヤマとしたのであろう。即ち日名倉山の奥の院としてのウシロヤマだったのが、大峯信仰と結合した近世期に大峯の後山とダブつて出来た信仰と解される。

この様にして発生した後山をとりまく美作の山岳信仰が、古代から中世にいかなる展開をしたかは明確でないが、中世期に於ける中国地方での伯耆大山修驗の活躍からみて、後山は大山修驗の支配下にあつたと想像される。各地の地方的霊場の山は、この時期に熊野や大峯や羽黒の支配下に統一せられる過程で多くの争いが見られるが、地方的霊場をとり合う争いが後山を中心に美作地方に於いても

あつたらしい。江戸末期頃の成立と云われる荒神神楽の能、「大山記」では、伯耆大山山伏と児嶋五流山伏の反目を扱っている。

ところが室町末期から戦国時代にかけて、後山は五流山伏の霞場になつた。『東粟倉村郷土誌稿』や、真言宗道仙寺と五流山伏大法院の訴訟を記した『差上申条々証文之事』（文化八年）によると、毛利家が西国一円を家領とした時、「領内安全、武運長久」の護摩修行を五流に命じて後山々中に十二坊を建立させ、のち宇喜多家領となつた後も祈禱料を毎年この山の山伏に寄せられていた。その後宇喜多中納言の関ヶ原敗退は後山十二坊の維持を不可能にし、寺領を召上げられて五流も児嶋半島の本拠に帰る事となり、同時に十二坊も滅びる事になる。五流は備前国児嶋の山伏で、『和氣絹』、『備陽国誌』・『吉備前秘録』等によれば、後鳥羽天皇皇子冷泉頼仁親王を中興の祖とし、五流（大法院・報恩院・建徳院・伝法院・尊滝院の五家）に分れていた。彼等の拠る所は新熊野十二所権現・新熊野権現と称された様に、熊野信仰との強い結びつきを持ち、歴代の天皇・上皇の熊野行幸や御入峯に先達を勤め、行幸山伏・公郷山伏と称されていた。天正十年、秀吉の高松城の水攻めに際して、毛利家との旧好から秀吉の救援を斥けた為、その後神領・寄進等を悉く没収せられて一山の廃頽をみる。この五流山伏大法院が永正年申から慶長四年の九十五年間後山を霞場とし、参籠護摩修行のかたわら、諸人の参詣をすすめて後山信仰を盛んにしたのである。後山にとどまつた五流山伏大法院が児嶋に帰つた後、恐らく慶長六年から明和二年の約一六〇年間は、当時の十二坊の一坊で後に別当寺となる道仙寺が後山奥の院を守護していたものと思われる。

ところが、江戸末期に真言宗道仙寺と五流山伏大法院の間に公事

美作修験と後山信仰（豊島）

があつた（『日本九峰修行日記』第六卷）。即ちさきあげた『差上申条々証文之事』によると、児嶋に帰つた五流山伏大法院が永正年中より参籠護摩修行を行つて来た伝統を復興したい旨、明和二年四月に道仙寺へ掛合つた事が認められる。訴訟の結果は、年々四月七月を従来通り道仙寺が柴火護摩修行を行ない、大法院は六月に勤める事で合意をみている。大法院は何故明和二年になつて後山（行者山）で採灯護摩修行を復興したく願ひ出たのであろうか。その一に、五流の伝統行事として継続すべく本山聖護院の御達があつた事が知られる（『差上申条々証文之事』）。更に五流側の経済的理由に、文化七年の『西大峯由来縁起』・『東粟倉村郷土誌稿』等に見える後山を中心に周辺の鉾山採掘権が一枚加わつている事に注目したい。右の内的要因と共に外的要因として、大法院が掛合つた三十年程前の元文年間に、後山が大峯山の「仮みね」、即ち後山に登れば大峯に登拝した事になると云う信仰表出に気付くのである（『山陽道美作記』・『美作鏡抄』等）。これは大峯の行場を移した事を物語るもので注意されるが、この現象を美作の民間信仰と考え併せると、「仮みね」の時期を境に近国在地の山伏先達によつて山上講が組織指導され、後山へ登拝修行を行つた事が窺える。それは又、近世中期以降巡礼の流行と相まつて近世農民に余裕ができた事を示すものであろう。五流山伏大法院の掛合う意図もここにあつたと推定される。

以上、美作の山岳霊場である後山の信仰の展開を概要し、後山をめぐる近国山伏集団の働きかけがいかに大きかつたかを考察した。それは後山が美作の國峯であつたが為に注目され、近国山伏集団が働きかけたものと推察するのである。